年金生活者支援給付金制度
受け取りには請求書の提出が必要です

公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者を支援するため、年金に上乗せする制度が10月から始まりました。受け取りには日本年金機構への請求書の提出が必要です。

対①●老齢基礎年金を受給している65歳以上の人で、世帯全員の市民税が非課税●年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下の人
②障害基礎年金か遺族基礎年金を受給していて、前年の所得額が約462万円以下の人

請求手続き／①平成31年４月１日以前から年金を受給している人には、日本年金機構から対象者に請求手続きの封筒が発送されています。同封のはがきに記入し、切手を貼ってポストに投函してください。②平成31年４月２日以降に年金を受給し始めた人で上記対象となる人は、年金の請求とあわせて手続きをしてください。

☎年金生活者支援給付金専用ダイヤル
0570-05-4092

確定申告はパソコン・スマホで
確定申告期間中は24時間利用できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（e-Tax）から、スマートフォンやパソコンを使って確定申告書が作成できます。e-Taxで申告するときは、マイナンバーカードか税務署が発行するID・パスワードが必要です。

マイナンバーカードで申告するときにパソコンを使う人はICカードリーダライタが必要です。スマートフォンで申告する人は対応機種がありますので、国税庁ホームページで確認してください。

ID・パスワードで申告する人は、確定申告前までに税務署で発行手続きを行ってください。ID・パスワードは暫定的な対応ですので、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

他令和元年分の申告は、２カ所以上の給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人などもスマホ専用画面で行えます。

☎沼津税務署　922-1560（代表）

富士山を題材にした作品を募集します
富士山芸術展と富士山資料館企画展「ふるさと富士山芸術展」

WEB

富士山を題材にした写真や絵画、絵手紙、パッチワーク、陶芸などの作品を募集します。自由な発想で製作された個性あふれる作品をお待ちしています。

募集作品／富士山を題材にした作品で、額を含む縦・横の長さがそれぞれ１m以内のもの　※１人１点

他写真・絵画・絵手紙などの場合は、額装またはパネル貼りにし、展示用のひもを張ってください。

富士山芸術展

申し込み期限／12月20日㈮
展示期間／２月12日㈬13時～24日㈪15時
搬入／２月12日㈬　９時～12時
搬出／２月24日㈪　15時～
所生涯学習センター１階展示コーナー
申生涯学習センターにある申込票に必要事項を記入し、直接またはファクスで提出してください。
☎富士山世界文化遺産裾野市民協議会（生涯学習課）
994-0145　FAX992-4047

富士山資料館企画展「ふるさと富士山芸術展」

申し込み・搬入期間／２月22日㈯～３月22日㈰
展示期間／４月18日㈯～６月28日㈰
作品返却／７月４日㈯以降
所富士山資料館
申富士山資料館にある出品票に必要事項を記入し、作品と一緒に提出してください。出品票は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
他●箱や風呂敷などにも氏名を記入してください。
●グループで出品する場合は、取りまとめて富士山資料館へ連絡してください。資料館で搬送を行います。●展示期間中は、原則として作品の返却はできません。
☎富士山資料館　998-1325